

J 1 クラブライセンス交付規則

定義集

「AFC」とは、アジアサッカー連盟を意味する。

「AFCクラブ競技会」とは、AFCチャンピオンズリーグおよびAFCカップの総称を意味する。

「AFC規則」とは、AFC Club Licensing Regulations を意味する。

「AFC調査人」とは、本交付規則第9条第1項に定める意味を有する。

「AFCライセンス」とは、本交付規則第2条第1項に定める意味を有する。

「LM」とは、本交付規則第12条第1項に定める意味を有する。

「FIB」とは、本交付規則第11条第1号イに定める意味を有する。なお、各ライセンス申請または取消し手続の審査との関係において「FIB」というときは、「FIBパネル」を意味する。

「FIBパネル」とは、本交付規則第14条第7項に定める意味を有する。

「AB」とは、本交付規則第11条第1号ロに定める意味を有する。なお、各上訴の審査の関係において「AB」というときは、「ABパネル」を意味する。

「ABパネル」とは、本交付規則第16条6項に定める意味を有する。

「CLA」とは、本交付規則第11条第1項第2号に定める意味を有する。

「J1クラブライセンス関連規程」とは、本交付規則第5条に定める意味を有する。

「J1」、「J2」、「J3」とは、それぞれ「J1リーグ」、「J2リーグ」、「J3リーグ」を意味する。

「J1クラブライセンス」とは、本交付規則第21条第1項第1号に定める意味を有する。

「シーズン」とは、Jリーグ規約第54条に定める開催期間の属する年の2月1日から翌年1月31日までの期間を意味する。

「ライセンス申請者」とは、J1ライセンスを申請するクラブを意味する。

「ライセンシー」とは、J1ライセンスを交付されたクラブを意味する。

「ライセンス評価チーム」とは、本交付規則第12条第5項に定める意味を有する。

「ライセンス・パッケージ」とは、本交付規則第24条第5項に定める意味を有する。

「コアプロセス」とは、本交付規則第25条第1項に定める意味を有する。

「ライセンス基準」とは、本交付規則第7条第1項に定める意味を有する。

「上訴人」とは、上訴申立てを行ったクラブまたはLMを意味する。

「電子システム」とは、Jリーグが運用する「クラブライセンス申請システム」を意味する。

序 文

Jリーグは、本交付規則を通じ、JFAの理念およびビジョンならびにJリーグの理念および活動方針を推進し、これらの達成に貢献する。

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本交付規則は、JFA基本規程第72条第4項およびJリーグ規約第13条に基づき、J1の参加資格である「J1クラブライセンス」（以下「J1ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

第2条〔AFC規則との関係〕

- (1) 本交付規則は、AFC規則の定めに従って、J1ライセンスのみならず、AFCチャンピオンズリーグの出場資格（以下「AFCライセンス」という）に関しても必要な事項を定めるものである。この関係において、本交付規則は、AFC規則に規定されるAFCライセンスの各基準およびライセンス交付プロセスにおける必須要件を全て規定する。
- (2) J1ライセンスに関する基準がAFCライセンスの基準の最低要件より厳格化されまたはAFCライセンスの基準の最低要件に追加されている場合は、当該厳格化または追加された基準は、AFCライセンスに準用されるものとする。
- (3) J1ライセンスを交付されたクラブは、AFCライセンスを交付されたものとみなされる。

第3条〔定義〕

- (1) 次項において定める場合を除き、本交付規則において用いられているAFC規則またはJリーグ規約において定義されている用語は、AFC規則またはJリーグ規約において定義された意味を有するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の定義集に定める意味を有するものとする。

第4条〔J1クラブライセンス制度の目的〕

J1クラブライセンス制度は、AFC規則第3条、JFA基本規程第1条およびJリーグ規約第1条に定める目的の実現のほか、以下のことを目的とする。

- ① 日本サッカーのさらなる水準の向上

- ② クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
- ③ J F AおよびJリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
- ④ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
- ⑤ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ⑥ 競技会における、財務上のフェアプレーの監視

第5条〔関連規程の制定〕

Jリーグは、本交付規則に加え、Jリーグ理事会の決議により、J1ライセンスに関連して、以下の各規程、規則および細則からなる「J1クラブライセンス関連規程」を定めることができる。

- ① J1クラブライセンス交付規則運用細則
- ② J1クラブライセンス事務局規程
- ③ 上記各号のほか、Jリーグが制定する規程

第6条〔遵守義務〕

- (1) Jリーグ、C L A、F I B、A B、ライセンス申請者およびライセンシーならびにそれらの役員およびその他の関係者は、J F AおよびJリーグの諸規程のほか、本交付規則、J1クラブライセンス関連規程およびA F C規則ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1ライセンスまたはA F Cライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、J1ライセンスまたはA F Cライセンスの申請または取消しに関連する手続において、L M、C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 手順

第7条〔審査上の基準と等級〕

- (1) J1ライセンスの交付に関する審査は、以下の5つの基準(以下「ライセンス基準」という)について行われる。
 - ① 競技基準(第8章)
 - ② 施設基準(第9章)
 - ③ 人事体制・組織運営基準(第10章)

- ④ 法務基準（第11章）
 - ⑤ 財務基準（第12章）
- (2) 前項の各ライセンス基準には以下の3つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。
- ① A等級
A等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるA等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJ1ライセンスの交付拒絶事由を構成するが、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁は科されない。
 - ② B等級
B等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるB等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJ1ライセンスの交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対しては本交付規則第8条に定める制裁が科され得る。
 - ③ C等級
C等級基準は、ライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと同改められる可能性があるものである。ライセンス申請者によるC等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者に対するJ1ライセンスの交付拒絶事由を構成するものではなく、また、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁が科されるものでもない。

第8条〔J1クラブライセンス制度上の制裁〕

- (1) ライセンシーまたはライセンス申請者にB等級基準の未充足があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者はFIBまたはABにより以下の制裁（ただし、当該制裁は網羅的なものではない）が科される可能性がある。ライセンシーまたはライセンス申請者は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも、制裁が科されることがある。
- ① クラブ名・スタジアム名の公表
 - ② 改善計画の提出
 - ③ 戒告
 - ④ けん責
 - ⑤ ライセンス基準を満たすための期限延長
 - ⑥ 特定の期限までにライセンス基準を満たす義務
 - ⑦ 罰金（1億円を上限とする）
 - ⑧ 勝点の減点（15点を上限とする）
 - ⑨ 人員の停職
 - ⑩ ライセンサーの然るべき機関への問題報告
 - ⑪ 保証および引受義務

- ⑫ 補助金／賞金の保留
 - ⑬ より詳細な財務情報の要求
 - ⑭ 無観客試合
 - ⑮ 収容人数の削減
 - ⑯ J 1ライセンスの見直し・取消し
 - ⑰ J 1ライセンスの保留
 - ⑱ 移籍契約締結の禁止
 - ⑲ 下位リーグへの降格
- (2) ライセンシーまたはライセンス申請者に本交付規則または「J 1クラブライセンス関連規程」の違反（虚偽の文書の提出、期限の無視、期限超過の懲罰、ライセンサーに対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない）があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者は、Jリーグ規約の定めに従って制裁を科されることがある。

第9条〔AFCによる検査〕

- (1) AFCまたはその指名する機関もしくは代理人（これらを総称して「AFC調査人」という）は、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、Jリーグに対し抜き打ち検査を行うことができ、Jリーグが本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、JリーグはAFCから制裁を受けることがある。
- (2) AFC調査人は、Jリーグの立ち会いのもと、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、ライセンス申請者に対し抜き打ち検査を行うことができ、当該ライセンス申請者が本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、当該ライセンス申請者はAFCから制裁を受けることがある。
- (3) 前2項の抜き打ち検査との関係においては、本交付規則およびAFC規則の英語版と日本語版との間に解釈の相違がある場合は、英語版の解釈が優先されるものとする。

第3章 ライセンス交付機関（ライセンサー）

第10条〔ライセンサー〕

- (1) Jリーグは、JFAから日本におけるJ 1クラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことより、日本におけるライセンス交付機関（ライセンサー）となる。
- (2) ライセンサーは、AFC規則第6条および本交付規則に基づき、J 1クラブライセンス制度の運営を行い、J 1ライセンスの交付の決定を行う。

第11条〔ライセンサーの組織〕

ライセンサーは、以下の機関を設置し、J1ライセンスの交付に関する審査を行う。

- ① J1ライセンス交付の可否を決定し、第8条に定める各種制裁を科す権限を持つ、以下の2つの意思決定機関。ただし、これらの機関は互いに独立した存在であるものとし、ライセンサーから管理運営上の支援を受けるものとする。
 - イ. クラブライセンス交付第一審機関（以下「FIB」という）
 - ロ. クラブライセンス交付上訴機関（以下「AB」という）
- ② クラブライセンス事務局（以下「CLA」という）

第12条〔CLA〕

- (1) JリーグはCLAを設置し、CLAにクラブライセンスマネージャー（以下「LM」という）および職員を配置する。
- (2) CLAの職員およびLMはチェアマンが任命し、LMがCLAの長を務める。
- (3) CLAの職員およびその外部アドバイザーの少なくとも1名は、財務の分野において相当の実務経験と知識を有する者とする。
- (4) CLAは以下の業務を行う。
 - ① J1クラブライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② 電子システムの運営と管理
 - ③ ライセンス申請者に対する電子システム利用に関する研修および支援
 - ④ FIBおよびABに対する管理運営上の支援
 - ⑤ ライセンス申請者に対する援助および助言
 - ⑥ シーズン中におけるライセンサーの本交付規則およびAFC規則の遵守状況の監視
 - ⑦ AFCおよびAFC加盟各国のクラブライセンス交付部門との連絡および窓口業務
- (5) LMはライセンス申請者に対する審査を円滑かつ効率的に遂行するため、CLAの一部門として公認会計士1名以上を含む「ライセンス評価チーム」を組織し、Jリーグ理事会の承認を経てその構成員を任命することができる。
- (6) CLAの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）は、Jリーグ規約第26条第1項の準用を受けるほか、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンサーと独立した関係になければならず、また、職員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が当該ライセンス申請者またはライセンサーと以下の関係にあってはならない。CLAの職員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。ただし、Jリーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員の独立性を確認し、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に本項及び次項の規定を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンサーの役職員であること

- ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (7) C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該職員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (8) 上記各項のほか、C L Aの運営に関する事項は、Jリーグが制定する「J1クラブライセンス事務局規程」に定めるところによる。

第13条〔C L Aの権限および義務〕

- (1) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、公正な立場で職務を遂行しなければならず、ライセンス申請者を平等に取り扱わなければならない。
- (2) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、各ライセンス申請者によるJ1ライセンスの申請の評価に関してF I BおよびA Bを支援するため、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリング調査を実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行い、ライセンス評価報告書を作成するものとする。
- (3) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、事前通知なくライセンス申請者またはライセンシーの関連施設に出向いて抜き打ち検査を実施し、J1ライセンス交付に関する資料の調査、F I BまたはA Bが命じたクラブ経営上の是正措置の対応状況の確認、ライセンス申請者またはライセンシーに対するヒアリング調査等を行うことができる。
- (4) ライセンシーに本交付規則の規定の違反があると認められる場合には、C L Aがその内容を調査のうえ、Jリーグ規約に基づいて制裁が科され得る。
- (5) L Mおよびその指名するC L Aの職員は、F I BおよびA Bによる「J1ライセンス決定会議」に出席することができ、そこでライセンス交付またはクラブへの制裁に関して意見を述べることができる。ただし、当該人員は議決に加わることはできない。
- (6) C L AはA F C調査人による抜き打ち検査を受けることがあり、検査が行われる場合は、C L Aは検査に協力しなければならない。

第14条〔F I B〕

- (1) F I B構成員は、C L Aの推薦に基づき、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する。

- (2) F I B 構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (3) JリーグまたはJ F A の職員はF I B の構成員に任命され得る。
- (4) 前項の規定にかかわらず、Jリーグ理事および監事、J F A 理事および監事、J F A 評議員、Jリーグ専門委員会委員、J F A 専門委員会委員、C L A の職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）ならびにL M は、F I B の構成員を兼ねることができない。
- (5) F I B 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、F I B およびJリーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、F I B の構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (6) F I B の任期途中で補欠または増員によりF I B 構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (7) チェアマンは、ライセンス申請者毎に、当該ライセンス申請者によるライセンス申請を審査し、かつ第15条第2項から第4項に関する決定を行う会議体としてF I B パネルを組成するものとする。F I B パネルは1名の議長および2名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがF I B 構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (8) F I B 構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならないが、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。F I B 構成員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、F I B 構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (9) F I B 構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該F I B 構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。

- (10) F I Bの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第15条〔F I Bの権限および義務〕

- (1) F I B構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、F I Bに提出されるすべてのJ 1ライセンスの申請を平等に取り扱わなければならない。
- (2) F I Bパネルは、以下の各号の資料に基づいて、ライセンス申請者に対し、J 1ライセンス交付の可否を決定する。当該決定にあたっては、ライセンス評価報告書を参考にすることができる。
- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類一式
 - ② 本条第7項にいう審問において顕れた一切の記録
- (3) F I Bパネルは、本交付規則に従い、第7条第2項第2号に定めるB等級基準を充足しなかったライセンス申請者に対し、制裁を決定する。
- (4) F I Bパネルは、いずれかのライセンシーについて第23条第3項各号に定める事由が発生した場合、当該ライセンシーに対し、J 1ライセンスを取消すかまたは制裁を科すことができる。
- (5) F I Bパネルは、ライセンス申請者が提出した資料の内容について、ライセンス申請者に対して説明を求め、または資料の再提出や追加資料の提出を求めることができる。
- (6) F I Bパネルは、J 1ライセンス交付の可否を決定するにあたり、ライセンス申請者に対し、付帯事項としてクラブ経営上の是正措置を通達することができる。
- (7) F I Bパネルが、J 1ライセンスの交付の拒絶またはJ 1ライセンスの取消しあるいは制裁を決定する場合には、F I Bは審問期日を指定し、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与しなければならない。また、F I BがJ 1ライセンスの交付の拒絶またはJ 1ライセンスの取消しあるいは制裁を科す旨の決定を行った場合には、F I Bパネルは対象となるライセンス申請者またはライセンシーに対し、ライセンス交付拒絶理由、取消し事由または制裁を科す理由を明記した書面にてその旨を通知しなければならない。
- (8) F I Bパネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有し、F I Bパネルの決定は原則として構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。

第16条〔A B〕

- (1) A B構成員は、C L Aの推薦に基づき、Jリーグ理事会承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) A B構成員の任期は2年とし、5期まで再選されることができる。
- (3) Jリーグ理事、監事および職員、J F A理事、監事および職員、J F A評議員、Jリーグ専門委員会委員、J F A専門委員会委員、C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）ならびにL Mは、A B構成員を兼ねることができない。
- (4) A B構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、A BおよびJリーグ理事会の議決を

経て、チェアマンがこれを解任することができる。

- ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、A Bの構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (5) A Bの任期中で補欠または増員によりA B構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (6) チェアマンは、上訴人毎に、当該上訴人による上訴の審査を担当し、かつ第17条第2項に関する決定を行う会議体としてA Bパネルを組成するものとする。A Bパネルは1名の議長および2名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがA B構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (7) A B構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。A B構成員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、A B構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (8) A B構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、A B構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (9) A Bの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第17条〔A Bの権限および義務〕

- (1) A B構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、A Bに提出されるすべての上訴申立てを平等に取り扱わなければならない。
- (2) A Bパネルは、F I Bの決定に対して不服のある上訴権者が上訴期限までに適法に上訴手

続を行った場合に、F I Bの決定について審査を行い、F I Bの決定を支持するか否かにつき決定を下す。A Bパネルは、必要に応じてF I Bの決定を破棄し、自ら新たな決定を下すことができる。

- (3) A Bパネルの決定は、決定理由を記した書面にて、上訴人に通知されなければならない。
- (4) A Bパネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有するものとし、A Bの決定はA Bパネル構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。
- (5) A Bパネルの決定に対する不服の申立機関はローザンヌのスポーツ仲裁裁判所（C A S）のみとし、裁判所その他の第三者に訴えることはできないものとする。

第4章 ライセンス申請者

第18条〔ライセンス申請者〕

J1ライセンスの申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J1ライセンスの申請者（以下「ライセンス申請者」という）となり得る。

- ① J1クラブ
- ② J2クラブ
- ③ J3クラブ

第19条〔ライセンス申請者の義務〕

- (1) ライセンス申請者は、国内競技会および国際競技会への参加ならびにライセンス基準の充足について全面的な責任を負うものとする。
- (2) 前項に加え、ライセンス申請者は、以下の各号に定める事項を確保する責任を負うものとする。
 - ① すべての選手が、JFAに登録されており、また、プロ選手の場合には、当該ライセンス申請者との間に書面による選手契約があること
 - ② 契約上または法律上の義務から生じる選手へ支払われるすべての報酬ならびにすべての入場料収入が当該ライセンス申請者の会計帳簿に記帳されていること
 - ③ 当該ライセンス申請者は、国内および国際競技会に出場する登録選手によって構成されるサッカーチームに対して全面的に責任を負うこと
 - ④ 本交付規則第8章から第12章にそれぞれ記載されている競技、施設、人事体制・組織運営、法務ならびに財務の基準に関連するライセンス交付義務が履行されていることの証明に関する必要な全ての情報および／または書面がライセンサーに提供されること
 - ⑤ 競技、施設、人事体制・組織運営、法務ならびに財務情報の提示が要求される単独または複数の報告主体たる事業体に関する情報がライセンサーに提供されること

第20条〔ライセンス申請者が準加盟クラブの場合の特則〕【削除】

第5章 ライセンス

第21条〔J1ライセンスの内容〕

J1クラブライセンスはあくまでJ1に参加するために必要な資格に過ぎず、J1クラブライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいてJ1に所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいてJ1に所属するためには、J1クラ

ライセンスの付与を受け、かつ、国内競技会の結果に基づきJ1への出場資格を得なければならない。

第22条〔J1ライセンスの付与 / 譲渡〕

- (1) ライセンス申請者が第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足しているか否かの判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、ライセンス申請書類の提出締切日（以下「ライセンス申請締切日」という）を基準日として行う。
- (2) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各ライセンス基準のうちA等級のものを全て充足する場合は、J1クラブライセンスが付与されるものとする。
- (3) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうちA等級のものをいずれか1つでも充足しない場合は、J1ライセンスは付与されないものとする。
- (4) AFCライセンスの付与については、第7章の定めに従うものとする。
- (5) ライセンス申請者および／またはライセンシーは、ライセンス申請者たる地位、J1ライセンスおよびAFCライセンスを第三者に譲渡することができないものとする。

第23条〔ライセンスの有効期間 / 取消し〕

- (1) J1ライセンスの有効期間は、当該J1ライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) J1ライセンスは、以下のいずれかの時点において自動的に失効する。
 - ① シーズンが満了したとき
 - ② 当該J1ライセンスの対象となるリーグが消滅したとき
- (3) ライセンシーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンシーは、FIBまたはABの決定により、J1ライセンスを取り消されまたは制裁を科され得る。
 - ① 当該ライセンシーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めなくなった場合
 - ② 当該ライセンシーまたは第三者が当該ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てを行ったとき
 - ③ 当該ライセンシーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ④ Jリーグ定款に基づきライセンシーが除名処分となったとき

第6章 ライセンス申請手続（コアプロセス）

第24条〔ライセンス申請〕

- (1) 第18条に定められたクラブのみが、J1ライセンスの交付を申請することができる。

- (2) J 1 ライセンスの交付の申請は撤回することができない。ただし LM の完全な自由裁量により、LM がライセンス申請日の属する年の 8 月 31 日までに書面によって撤回に同意した場合は、この限りではない。
- (3) J 1 ライセンスの申請から交付までの手続は、本交付規則別表 1 「J 1 クラブライセンス コアプロセスカレンダー」に従う。
- (4) C L A が別表 1 の内容を変更する場合は、速やかに第 18 条に定められたクラブに通知し、当該クラブにとって不都合が生じないように配慮しなければならない。なお、当該通知をもって、別表 1 の記載内容は当該通知された内容に置き換えられるものとする。
- (5) C L A は、別表 1 に従って、J 1 ライセンス申請の案内とライセンス申請書類の一式（以下「ライセンス・パッケージ」と総称する）を、J 1 ライセンス交付の申請を希望するクラブに通知する。
- (6) J 1 ライセンス交付の申請を希望するクラブは、別表 1 に定める期日までに、所定の要件を満たしたライセンス申請書類を用意し、J 1 クラブライセンス関連規程に定める方法により C L A に提出する。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。
- (7) ライセンス申請者がその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の 3 日前までに LM に締切延長を申請することができる。LM はその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、F I B に報告のうえ、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響の出ない範囲で締切延長を決定することができる。
- (8) C L A はライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に不備がないかを確認し、ライセンス申請書類の最終締切日から 2 週間以内に確認結果をライセンス申請者に通知する。LM は、提出されたライセンス申請書類に不備があった場合には、その完全な自由裁量により、ライセンス申請者に当該書類の再提出または修正を求めることができる。
- (9) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者が負う。
- (10) ライセンス申請者は、J リーグが別途指定する期日までに、ライセンス審査料として金 30 万円を J リーグに支払うものとし、当該審査料はいかなる理由があっても返却しない。

第 25 条〔ライセンス申請書類の審査〕

- (1) ライセンサーは、前条第 5 項のライセンス・パッケージを通知する日から J 1 ライセンスが交付されたクラブの一覧表を A F C に提出する日まで（当該期間のプロセスを「コアプロセス」という）の間、すべてのライセンス申請者に対し平等の待遇を確保するものとする。
- (2) C L A およびライセンス評価チームは、ライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に基づき審査を行うとともに、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリングを実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行う。なお、C L A から当該ヒアリング調査または現地調査の依頼があつ

たときには、ライセンス申請者はこれを拒否してはならない。

- (3) C L A および／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対する調査結果をライセンス評価報告書にまとめ、F I B に提出する。なお、ライセンス評価報告書には、J 1 ライセンス交付の可否および制裁の必要の有無・内容等、ライセンス申請者に対する所見を盛り込むことができる。
- (4) C L A および／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行うことができる。
- (5) ライセンス申請者は、F I B によるライセンス交付決定が下される期間の開始前 7 日以内に、C L A に対して、第37条基準F.05に定める表明書を提出するものとする。
- (6) C L A は、調査終了後、F I B による J 1 ライセンス決定会議を開催する。F I B は、ライセンス申請者に対する J 1 ライセンス交付の可否および制裁の有無・内容について決定する。F I B は、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行い、また、追加資料の提出を命じることができる。
- (7) C L A は、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載した J 1 ライセンス決定会議の議事録を作成し、F I B パネルの議長はこれに記名捺印又は署名しなければならない。
 - ① 議長および出席者／欠席者の氏名
 - ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
 - ③ 会議の日付および場所

第26条〔F I Bによる決定〕

- (1) F I B は第15条第 2 項から第 4 項までの決定を行う。9 月30日までに、当該決定内容および決定理由を明記した書面（以下「F I B 決定書」という）が、ライセンス申請者および L M に送付されるとともに、C L A から J リーグ理事会および J F A 理事会に対して報告される。
- (2) F I B の決定に対しては、以下の者が上訴権を有する。
 - ① J 1 ライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ② 制裁付きで J 1 ライセンスの交付を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ③ J 1 ライセンスの取消しの決定を受けた場合におけるライセンシー
 - ④ J 1 ライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科された場合におけるライセンシー
 - ⑤ J 1 ライセンスの交付の決定がなされた場合における L M
 - ⑥ 制裁付きで J 1 ライセンスの交付の決定がなされた場合における L M
 - ⑦ J 1 ライセンスの保有を認める旨の決定がなされた場合における L M
 - ⑧ J 1 ライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す旨の決定がなされた場合における L M
- (3) 上訴権を有する者は、F I B 決定書を受領した日より 7 日以内に、C L A に対し、書面により上訴申立てを行うことができる。上訴する者は、当該上訴の申立てに際して新たな証拠

を追加提出することはできない。

- (4) 上訴権を有する者がライセンス申請者またはライセンシーである場合、それらの責に帰すべからざる理由により上訴申立てに必要な書類の提出締切の延長を希望する場合の対応は、第24条第7項を準用する。上訴期間内に上訴の申立てがなされないときは、上訴期間満了時にF I Bの決定が確定する。
- (5) 上訴申立てを受けたC L Aは、A Bが審査するための上訴審査書を作成し、L M（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（L Mが上訴した場合）およびA Bに送付する。上訴審査書は、F I B決定書ならびに第3項に基づき提出された上訴申立書を含む。

第27条〔上訴〕

- (1) 上訴がなされた場合、C L Aは、速やかに審問期日を指定し、上訴人に対して通知しなければならない。
- (2) A Bは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (3) C L Aは、審問期日終了後、A BによるJ 1ライセンス決定会議を開催する。A Bは、ライセンス申請者に対するJ 1ライセンス交付の可否、制裁の有無・内容について、10月16日までに決定する。なお、A Bの決定は、F I Bの決定より上訴人に不利益なものであってはならない。ただし、L Mとライセンス申請者またはライセンシーの双方が上訴している場合はこの限りでない。
- (4) A BによるJ 1ライセンス決定会議では、F I Bによる決定のみを審査対象とし、審査は、F I Bに提出されたライセンス申請書類、F I B決定書およびA Bに提出された上訴申立書ならびにF I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録のみに基づいて行われる。上訴人は、A Bに対して新たな証拠を提出することはできない。
- (5) C L Aは、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載したJ 1ライセンス決定会議の議事録を作成し、A Bパネルの議長はこれに記名捺印又は署名しなければならない。
 - ① 議長および出席者／欠席者の氏名
 - ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
 - ③ 会議の日付および場所
- (6) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。上訴の申立てを取り下げた場合は、その時点でF I Bの決定が確定するものとする。
- (7) ライセンス申請者がA Bに上訴する場合は、上訴手数料として金10万円をJリーグに支払うものとし、当該手数料はいかなる理由があっても返却しない。
- (8) A Bによる決定結果は、C L AからJリーグ理事会およびJ F A理事会に対して報告されるとともに、決定日から7日以内に、ライセンス申請者およびL Mに対し、決定結果および決定理由を明記した書面（以下「A B決定書」という）が送付される。

- (9) A Bの決定に対して上訴権を有する者については、第26条第2項の規定を準用する。
- (10) 前項の規定に基づき上訴権を有する者は、A B決定書の受領日から21日以内に、C A Sに対して上訴申立てを行うことができ、上訴した場合には速やかにC L Aに対して上訴の申立書の写しを送付する。当該期間内にC A Sに対する上訴がなされなかった場合、当該期間満了時にA Bの決定が確定する。当該上訴申立ては、A Bの決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。但し、C A Sは申立てに基づいてそのような中断させる効果を有する命令を行うことができる。

第28条〔J 1ライセンス交付の決定〕

C L AはJリーグおよびJ F Aに対し、ライセンス交付の対象となるシーズンの前年の10月31日までに、J 1ライセンスを交付したクラブの一覧を文書にて通知するとともに、A F Cが別途通知する期限内に、J 1ライセンスが交付されたクラブの一覧表をA F Cに提出する。

第7章 A F Cクラブ競技会への出場資格

第29条〔A F Cクラブ競技会への出場資格の承認〕

- (1) A F Cクラブ競技会に出場するためには、以下の各号の条件を満たしていなければならない。
- ① J 1ライセンスが交付されていること
 - ② 国内競技会の結果、A F Cクラブ競技会への出場資格を得ること
 - ③ A F Cスタジアム規則を満たしたスタジアムを確保していること
- (2) 前項の規定に関わらず、当該クラブにA F Cライセンスが交付されるか否かに関する最終決定を行う権利は、A F C規則に基づきA F Cに留保される。
- (3) J 1ライセンスが交付されていないクラブは、A F Cクラブ競技会に出場することができない。ただし、第30条にいうA F Cクラブ競技会出場の臨時承認の対象クラブはその限りではない。

第30条〔A F Cクラブ競技会出場の臨時承認〕

- (1) J 1ライセンスを保有していないクラブが、国内競技会の結果によってA F Cクラブ競技会への出場資格を得た場合、Jリーグは、J F Aを通じ、当該クラブに代わり、A F Cに対し、A F Cライセンスの臨時適用を申請することができる。
- (2) 前項にいうA F Cライセンスの臨時適用の詳細は、A F C規則第15条第4項「A F Cクラブ競技会出場のためのクラブライセンス制度の臨時適用」によるものとする。

第31条〔J1ライセンス取消しの場合の措置〕

- (1) Jリーグは、本交付規則に定める審査の過程でライセンスのJ1ライセンス取消しが予見される状態となった場合には、JFAを通じて、その旨をAFCのライセンス交付部門に通知しなければならない。
- (2) AFCクラブ競技会に出場することが決定していたクラブについてJ1ライセンスが取消された場合は、当該クラブをAFCクラブ競技会から失格にすることに関する決定は、最終的にAFCによって行われる。

第32条〔AFCクラブ競技会の失格〕

本交付規則の別段の定めにかかわらず、クラブへの制裁またはクラブを将来のAFCクラブ競技会から失格にする権利は、AFCの諸規則に基づきAFCに留保される。

第8章 競技基準

第33条〔競技基準〕

(1) 競技基準の目的は、以下のとおりである。

- ① 最高の質を有するサッカー選手が育成され、継続的に輩出されることを確実にすること
- ② 明確な進路を備えた漸進的な育成体制を確立すること
- ③ クラブ固有の質を重視したアカデミープログラムを設計し、実施すること
- ④ アカデミー選手のために、サッカー関連の教育および補足的な理論教育に裏付けられたエリート選手向け技術教育を実施すること
- ⑤ 全選手のために総合的な医療支援サービスを提供すること
- ⑥ 適格性を有する人員がエリート選手の育成および管理に従事することを確実にすること

(2) 競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
S.01	A	<p>アカデミープログラム (Youth Development Programmes)</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンサーからアカデミープログラムの書面の承認を受けていること。ライセンサーは、アカデミープログラムの質を評価した上でこれを承認し、またトレーニングおよび試合の定期的視察を通じてその実施を検証すること。</p> <p>(2) プログラムには、少なくとも次の項目が含まれていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アカデミーのビジョン、アカデミーのプレーイングフィロソフィーおよびアカデミーのコーチングフィロソフィー ② アカデミーの組織（組織図、関連組織、ライセンス申請者との関係〈クラブ内での位置付け〉、ユースチーム、グラスルーツ等） ③ 人員（フットボール部門〈技術、分析〉、メディカル&アスレチック部門、アカデミーマネジメント部門等）および必要とされる最低限の資格 ④ アカデミーが利用可能な施設（トレーニング施設、競技施設等） ⑤ 予算（収入、支出）

		<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 年代別カテゴリーおよびポジションごとの4コーナーモデル（技術面、戦術面、フィジカル面、心理社会面）に基づいたコーチングカリキュラム ⑦ 教育プログラム（競技規則、ドーピング管理、スポーツインテグリティ、人権、反人種差別、セーフガーディングを含む） ⑧ アカデミー選手のための医療サポート（学校での健康診断を含む） ⑨ プログラムにおける選手の個人記録（IDPなど）および評価の実施と提出 ⑩ アカデミーパフォーマンスプランを用いた、目標達成度および成果の管理 ⑪ プログラムの有効期間（3年以上7年以下とする） <p>(3) ライセンス申請者は、以下を保証すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① すべてのアカデミー選手が義務教育を受けられること ② すべてのアカデミー選手がサッカー以外の教育を受けることを妨げられないこと
S. 02	A	<p>選手の育成体制(アカデミーチーム)</p> <p>(1) ライセンス申請者は、下記のアカデミーチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、第4号、第5号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、ライセンス申請者は、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① U-18チーム ② U-15チーム ③ U-14チーム（チーム登録上U15チームに含まれる） ④ U-12チーム ⑤ U-10チーム <p>(2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チーム、U-14チーム（チーム登録上U-15チームに含まれる）はJFAにチームおよび所属選手の登録を行っていない場合ならず、U-12チーム、U-10チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>

		<p>(3) 第1項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チーム、U-14チーム（チーム登録上U-15チームに含まれる）、J F Aにチーム登録を行ったU-12チームは、それぞれJ F A公認の公式競技会に出場していなければならない。なお、U-10チームについては当該競技会に出場する義務はないが、選手の競技機会確保のため、ライセンス申請者が地域レベルの大会を実施するようにする。</p>
S. 03	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <p>ライセンス申請者は、クラブに登録されているすべての選手に対して、医療面でのサポートサービスの全面的な利用を提供すること。これらには、以下が含まれる（但し、これに限定されない）。</p> <p>① トップチームでプレーする資格のあるすべての選手について、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させなければならない。</p> <p>② 13歳以上のすべての選手について年に1回の健康診断を受診させなければならない</p> <p>③ トップチーム選手について総合的な医療保険の補償を行わなければならない。</p>
S. 04	A	<p>教育プログラム</p> <p>ライセンス申請者は、J F A審判委員会が説明するレフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他A F Cが求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明しなければならない。</p>
S. 05	B	<p>選手登録</p> <p>ライセンス申請者の選手（S. 02で定めるチーム選手を含む）はすべて、「選手の地位および移籍に関するF I F A規則」の関連規定に従い、A F C加盟協会および、またはその加盟リーグに登録していること。</p>
S. 06	B	<p>人種的平等の実践</p> <p>ライセンス申請者は、人種差別に対処する方針を定め、ライセンス申請者の選手およびスタッフ全員が、書面に署名又は電子記録によりこの方針を了解していること。</p>

S. 07	B	<p>グラスルーツプログラム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ホームタウンに居住する年齢、ジェンダー、障がいの有無などに関わらず、様々な人を対象とする定期的な催しやイベント（以下「当該プログラム」という）を開催するものとする。</p> <p>(2) 当該プログラムには、一般市民の参加を促し、試合への関心を高め、社会的包摂の機会を充実させ、健康的なライフスタイルを支援し、さらに、スポーツと教育の両面において若者の発展をサポートするものであること。</p>
S. 08	C	<p>セーフガーディング</p> <p>ライセンス申請者は、自らが開催する活動に子どもが参加するにあたり、AFCの方針およびガイドラインに沿って、虐待の可能性から子どもを保護し、フットボールの幸福感を促進するための措置を定め、これを適用すること。ライセンス申請者は、セーフガーディングポリシーの作成を含め、これらの措置の策定および実施のために、児童保護専門家と協力し、また、クラブ内でセーフガーディングの責任者を任命することが望ましい。</p>
S. 09	C	<p>女子チーム</p> <p>ライセンス申請者は、女子チームを保有するか、あるいはライセンス申請者と関連する法人内に置くことができる。なお、当該女子チームは、公式競技会に参加する義務はなく、当該チームに所属する選手の登録は義務づけられない。当該女子チームにおいて、サッカーの楽しさを提供し、他の女子チームとプレーする経験を得る機会を与えるために適切なイベント（スクール、クリニック、ミニトーナメント、地域レベルでのユース集会、等）を開催することが望ましい。</p>
S. 10	C	<p>企業の社会的責任（CSR）プログラム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、クラブおよび試合内容を向上させ、サッカーと社会における現状の課題に取り組むための戦略および実施プログラムを策定することが望ましい。</p> <p>(2) ライセンス申請者、JFA、AFCおよびFIFAのいずれかにより定められた戦略およびプログラムを実施する取り組みやキャンペーンに対する支援がプログラムに含まれていることが望ましい。</p>

		<p>(3) 前2項のプログラムが地域社会とクラブとを結びつけるとともに、地域社会との関係性を創出して以下を促進していくことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファン層の確立と拡大 ② ボランティアプールの創出 ③ コミュニティのための、またコミュニティ内でのグラスルーツサッカー活動、取組みおよびイベントの開催 ④ コミュニティとの強いつながりの創設 ⑤ ブランディング、マーチャンダイジング、スポンサー、商業パートナーのための市場基盤の創出
S.11	C	<p>クラブユースアカデミー (Club Youth Academy)</p> <p>ライセンス申請者は、AFCエリートユース育成制度 (Elite Youth Scheme) に定める通り、必要な施設および設備を備えたクラブユースアカデミーを設立していることが望ましい。</p>

第9章 施設基準

第34条〔施設基準〕

- (1) 施設基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ライセンス申請者が各競技会を開催可能な、安全で快適なスタジアムを有すること
 - ② ライセンス申請者が所属選手の技術的スキルの向上に役立つ、適切なトレーニング施設を有すること
- (2) 施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則番号	等級	項目およびその内容
I.01	A	<p>公認スタジアム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、AFCクラブ競技会およびJリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">① ライセンス申請者がスタジアムを所有していること② ライセンス申請者と使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、AFCクラブ競技会のホームゲーム（ライセンス申請者が出場資格を得た場合）およびJリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面にて合意されていること。 なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を当該スタジアムで開催することを指す <p>(2) 前項のスタジアムは、日本国内にあって、JFAおよびJリーグに公認されており、「Jリーグスタジアム基準」に定める要件を満たしていなければならない。ただし、当該スタジアムがAFCクラブ競技会の会場として使用可能か否かを定める権限はAFCが留保する。</p> <p>(3) 第1項に定めるスタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p>

I. 02	A	<p>スタジアム - 安全性の認可</p> <p>スタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならぬ。</p> <p>(1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならぬ。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、スタジアム所有者、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スタジアム構造の安全性および建物の適切性 ② 管轄権を有する当局の安全／警備規制に関する遵守宣言 ③ スタジアム全体の入場可能数の承認（個席、立見席、および合計人数） ④ 適用される国内法令に従って緊急時にスタジアム内のすべての人を確実に避難させる承認された避難計画（当局等による承認を得たもの） ⑤ 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること ⑥ チケット発行・販売システム、観客のスクリーニング（ゲート等でのセキュリティチェック）、隔離計画、群衆分散計画、医療サービス、AED設置図、地震、落雷、火事、停電、またはその他の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営体制にかかわる全ての局面を網羅した、安全および警備戦略を確保するための組織的措置を定めた、試合警備計画書（届け出済みのもの） <p>(3) スタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならぬ。</p>
I. 03	A	<p>スタジアム：承認された避難計画</p> <p>(1) ライセンス申請者は、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難できる避難計画を、地元警察、消防の協力のもとに定め、届け出し、警備計画書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること。掲示場所と掲示内容は、警備計画書に記載しなければならない。</p>

		<p>(3) そのスタジアム固有の危険分析が避難計画に織り込まれていること。</p> <p>(4) 警備員、係員、クラブとスタジアム職員が、避難計画の概要を把握していること。</p>
I.04	A	<p>トレーニング施設</p> <p>(1) ライセンス申請者は、年間を通じてトレーニングに利用できる以下の各号の施設を有していなければならない。</p> <p>① 常時利用できる天然芝、ハイブリッド芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋内トレーニング施設</p> <p>② クラブハウス（ただし第2項第3号に定められた設備を必ずしも要しない）</p> <p>③ メディカルルーム（ただし第2項第3号ニ.に定められた設備を必ずしも要しない）</p> <p>(2) ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先的に利用できる、以下の各号に定める設備を備えたトレーニング施設を有していなければならない。</p> <p>① クラブハウスに隣接した常時利用できるフルサイズの天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝のピッチ1面</p> <p>② 前号のピッチを観覧できるエリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする</p> <p>③ 以下の設備を備えたクラブハウス</p> <p>イ. トレーニングジム</p> <p>ロ. トップチーム用の更衣室（トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8基程度のシャワー、トイレを備えていること）</p> <p>ハ. ビジターチーム用の更衣室</p> <p>ニ. メディカルケアスペース（マッサージ台2台、ベッド、担架、AED、冷蔵庫、製氷機を備えていること）</p> <p>ホ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容可能なミーティングルーム（映像再生装置が使用可能であること）</p> <p>ヘ. メディアからの取材に対応するスペース</p> <p>ト. メディアが作業できるスペース（ヘ.のスペースとは別であること）</p>

		<p>チ. 駐車場（クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれのために用意されていること）</p> <p>(3) ライセンス申請者は、前2項の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p> <p>(4) 前項に定めるトレーニング施設の所有者との合意を示す「トップチームの練習場に関する確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p>
C		<p>(5) 第1項または第2項にかかわらず、ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用もしくはライセンス申請者が優先的に利用できる以下のトレーニング施設を有していることが望ましい。</p> <p>① クラブハウスに隣接した常時使用できるフルサイズの天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝のピッチ1面および人工芝ピッチ1面。ピッチには、防球ネットを設けること。なお、ピッチサイドにクラブスポンサーの広告が掲出可能なスペースを設けること</p> <p>② 前号のピッチそれぞれについて設けられた観覧エリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする</p> <p>③ フットサルまたはビーチサッカー用のコート（第1号のピッチとは別のものであること）</p> <p>④ 室内または屋根付きのピッチ1面（第1号のピッチとは別のものであること）</p> <p>⑤ 以下の設備を備えたクラブハウス</p> <p>イ. トップチーム用のトレーニングジム</p> <p>ロ. プールおよびジェットバス</p> <p>ハ. トップチーム用の更衣室（トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8基程度のシャワー、トイレを備えていること）</p>

		<p>ニ. ビジターチーム用の更衣室 ホ. 女子チーム用の更衣室 ヘ. 審判用の更衣室（４人以上のロッカー、シャワー、トイレを備えていること） ト. 女子審判用の更衣室（４人以上のロッカー、シャワー、トイレを備えていること） チ. メディカルケアスペース（マッサージ台２台、ベッド、担架、AED、冷蔵庫、製氷機、X線撮影装置を備えていること） リ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容可能なミーティングルーム（映像再生装置が使用可能であること） ヌ. 監督室およびコーチングスタッフ室 ル. 女子チーム監督室およびコーチングスタッフ室 ヲ. トップチーム選手用のラウンジ ワ. 厨房設備のあるチーム用の食堂 カ. メディアからの取材に対応するスペース（複数のインタビューに同時に対応可能であること） ヨ. メディアが作業できるスペース（カ.のスペースとは別のものであり、無線 LANが使用できること） タ. ランドリーおよび乾燥室 レ. エキップメントルーム ソ. 一般客用のラウンジ ツ. トロフィー、表彰物等の展示スペース ネ. グッズショップ ナ. 駐車場（クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれのために用意されていること）</p> <p>⑥ トップチーム選手寮</p> <p>(6) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たすことが望ましい。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p>
--	--	--

I. 05	A	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>(1) ライセンス申請者は、年間を通じてアカデミーのトレーニングに利用できる以下の施設を有していなければならない。</p> <p>① 常時利用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋内トレーニング施設</p> <p>② クラブハウス</p> <p>③ メディカルルーム</p> <p>(2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p>
I. 06	B	<p>スタジアム：基本原則</p> <p>(1) スタジアムには、以下の各号の情報を含む、試合運営に関する基本原則（試合運営管理規定）を定め、警備計画書に記すとともに、観客が読むことができるように表示されなければならない。</p> <p>① 入場する権利に関する事項</p> <p>② 試合の中止または延期に関する事項</p> <p>③ フィールドに侵入すること、物を投げること、下品な言葉や暴言を吐くこと、人種差別的な行為等の禁止事項および罰則の説明</p> <p>④ 喫煙、ビン缶類の持ち込み、花火、横断幕、応援旗等の制限</p> <p>⑤ 座席に関するルール</p> <p>⑥ スタジアムから退場処分となる行為</p>
I. 07	A	<p>スタジアム：身体障がいのある観客</p> <p>スタジアムには、身体障がいのある観客とその付添人を安全かつ快適な状態で受け入れるための設備を設けることとする。具体的には、以下の条件を満たすこととする。</p> <p>(1) スタジアムには、観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設けなければならない。</p>

		(2) スタジアムには、車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えなければならない
	C	<p>スタジアム：身体障がいのある観客</p> <p>(1) スタジアムには車椅子用のスロープを確保することが望ましい。</p> <p>(2) 車椅子席は、ホームとビジターに分けて設置することが望ましい。</p> <p>(3) 車椅子席は、雨に濡れることなく、前列の観客により視野を妨げられない場所にあることが望ましい。</p>
I. 08	B	<p>スタジアム：衛生施設</p> <p>(1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、多目的トイレを備えなければならない。</p> <p>(2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。</p> <p>(3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えなければならない。</p>
	C	(4) 前項にかかわらず、Jリーグでは、1,000名の男性観客に対し、少なくとも洋式トイレ3室、男性用小便器15台および洗面台6台、また、1,000名の女性観客に対し、少なくとも洋式トイレ28室、洗面台14台を備え、5,000人の観客に対して多目的トイレ1室を備えることが望ましい。
I. 09	B	<p>スタジアム：屋根</p> <p>(1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。</p>
	C	(2) 前項にかかわらず、スタジアムの屋根は、すべての観客席を覆うことが望ましい。

第10章 人事体制・組織運営基準

第35条〔人事体制・組織運営基準〕

- (1) 人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ライセンス申請者がプロフェッショナルな方法で運営管理されること
 - ② ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを有するスペシャリストを有すること
 - ③ トップチームおよびその他のチームの選手が、資格を有するコーチによるトレーニングを受け、必要な医療スタッフによりサポートされること
- (2) 人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
P. 01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>(1) ライセンス申請者は、事務局運営に十分な広さの、必要な設備を備えた事務所スペースを有していること。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、日常業務を担当する十分な人数の熟練した事務局スタッフを任命すること。</p> <p>(3) ライセンス申請者は、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンサーに届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
P. 02	A	<p>代表取締役</p> <p>ライセンス申請者には、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p>
P. 03	A	<p>ファイナンスオフィサー</p> <p>ライセンス申請者は、経理・財務を担当する常勤の取締役または理事を置き、かつ、常勤のファイナンスオフィサーとして、課長職以上、もしくは経理・財務分野において3年以上の実務経験を有する者で、以下のいずれかに該当する者を置かななければならない。</p>

		<p>① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者</p> <p>② 以下のいずれかの資格を有する者</p> <p>イ. 公認会計士</p> <p>ロ. 税理士</p> <p>ハ. 中小企業診断士</p> <p>ニ. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者</p>
P. 04	A	<p>ヒューマンオフィサー</p> <p>ライセンス申請者は、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育について責任を有する常勤のヒューマンオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① Jリーグが特定する人事及び労務管理に関する課程に参加し、その課程を修了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「ヒューマンオフィサー適正証」を有する者</p>
P. 05	A	<p>オペレーションオフィサー</p> <p>ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する常勤のオペレーションオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① Jリーグが特定する試合運営に関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「オペレーションオフィサー適正証」を有する者</p>
P. 06	A	<p>セキュリティオフィサー</p> <p>ライセンス申請者は、安全および治安に関する事項について責任を有するセキュリティオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明を有する者</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者</p> <p>③ Jリーグが特定する、安全と保安に関する課程に参加し、かつ、最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される</p>

		「セキュリティオフィサー適正証」を有する者
P. 07	A	<p>メディアオフィサー</p> <p>ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する常勤のメディアオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「メディアオフィサー適正証」を有する者</p>
P. 08	A	<p>事業オフィサー</p> <p>ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有する事業オフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。ただし、事業オフィサーは、ライセンス申請者の常勤の役職員、あるいは、ライセンス申請者との契約に基づいて常駐している者とする。</p> <p>① Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「事業オフィサー適正証」を有する者</p>
P. 09	A	<p>マーケティングオフィサー</p> <p>ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有するマーケティングオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。ただし、マーケティングオフィサーは、ライセンス申請者の常勤の役職員、あるいは、ライセンス申請者との契約に基づいて常駐している者とする。</p> <p>① Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「マーケティングオフィサー適正証」を有する者</p>
P. 10	A	<p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを置かなければならない。</p> <p>① クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー</p>

		<p>(反社会的勢力との関係遮断、差別の根絶およびJリーグとしての社会的責任の履行)の浸透に向けた研修の統括</p> <p>② ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案(いわゆる有事)が発生した時の対応</p> <p>③ クラブに関わる者(ファン・サポーター等)のソーシャル・フェアプレーの啓発</p> <p>④ 財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令を遵守するための内部統制の整備と運用状況の確認</p> <p>(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、常勤の取締役でなければならない。</p>
P. 11	A	<p>医師(メディカルドクター)</p> <p>(1) ライセンス申請者は、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。当該医師は、試合およびトレーニング中の医療面のサポートを確実に行うものとする。</p> <p>(2) 前項にいう医師は、日本国医師免許を保有しているものとし、ライセンス申請者は、前項にいう医師のなかから、チームの医療面における責任者を任命し、Jリーグに届け出るものとする。</p>
P. 12	A	<p>メディカルスタッフ</p> <p>ライセンス申請者は、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを置き、Jリーグに届け出なければならない。なお、メディカルスタッフは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。</p> <p>① 理学療法士</p> <p>② 柔道整復師</p> <p>③ あん摩マッサージ指圧師</p> <p>④ はり師</p> <p>⑤ きゅう師</p> <p>⑥ 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー</p>
P. 13	A	<p>トップチーム監督</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有</p>

		<p>する者をトップチームの監督（ヘッドコーチ）に置かなければならない。なお、当該監督は以下いずれかの指導者ライセンスがJFA技術委員会にて認定され、ライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効なJFA S級コーチライセンス ② 有効なAFC Proライセンス ③ 有効なUEFA Proライセンス ④ 上記①から③以外の海外指導者ライセンス保有者で、JFA技術委員会においてJFA S級ライセンス相当と認定された者
P. 14	A	<p>トップチームのコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者を1名以上、トップチームのコーチに置かなければならない。なお、当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効なJFA A級コーチジェネラルライセンス ② 有効なAFC Aライセンス ③ 有効なUEFA Aライセンス
P. 15	A	<p>育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有し、かつ、国内外の登録チームでの3年以上の指導経験がある者を育成部門の責任者としてアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングに置かなければならない。なお、当該アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効なJFA A級コーチジェネラルライセンス ② 有効なAFC Aライセンス ③ 有効なUEFA Aライセンス
P. 16	A	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>ライセンス申請者は、第33条基準S.02に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する専任の監督を任命しなければならない。なお、当該監督はライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければなら</p>

		<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効な J F A B 級コーチライセンス ② 有効な A F C B ライセンス ③ 有効な U E F A B ライセンス
P. 17	A	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、第33条基準S.02に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有するコーチをそれぞれ1名以上置かなければならない。なお、当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効な J F A B 級コーチライセンス ② 有効な A F C B ライセンス ③ 有効な U E F A B ライセンス
P. 18	A	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) ライセンス申請者は、警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託することで、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保しなければならない。</p> <p>(2) 前項の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警備員を雇用すること ② 警備員を提供するスタジアム所有者と書面による契約を締結すること ③ 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること <p>(3) ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。</p>
P. 19	A	<p>権利と義務</p> <p>本条に記された人員の職務上の権利および義務は、書面により定義されなければならない。</p>
P. 20	A	<p>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>ライセンス申請書類をJリーグに提出後、本条に定義されている機能（職務）に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を所定の方法にてJリー</p>

		グに通知しなければならない。
P. 21	A	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>(1) 本条に規定される人員について、シーズン途中に、ライセンス申請者の支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合、ライセンス申請者は当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) 本条に規定される人員について、ライセンス申請者の決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、ライセンス申請者は、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) ライセンス申請者は、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>
P. 22	B	<p>リーガルアドバイザー（法律顧問）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンス申請者の活動における法務事項について責任を有するリーガルアドバイザーを任命していること。</p> <p>(2) リーガルアドバイザーは以下のいずれかの条件を満たすものであることとする。</p> <p>① ライセンス申請者が雇用する専任の弁護士</p> <p>② 契約に基づく外部の顧問弁護士</p>
P. 23	B	<p>テクニカルダイレクター</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の要件を満たす者をテクニカルダイレクターに置かななければならない。</p> <p>(2) テクニカルダイレクターは、以下①から③のいずれかの指導者ライセンスを保有および／またはプロクラブレベルでの幅広い競技および職務経験のような追加資質を有しているか、あるいは選手、コーチ、マネージャーまたはアドバイザーとしてクラブに長く勤めてきた専任メンバーであることとする。</p> <p>① 有効なJFA A級コーチジェネラルライセンス</p> <p>② 有効なAFC Aライセンス</p> <p>③ 有効なUEFA Aライセンス</p>

		<p>(3) テクニカルダイレクターは、優れた管理能力やビジョンを有し、クラブの技術育成において指導力を発揮することとする。</p> <p>(4) テクニカルダイレクターは、以下の事項について責任を負うものとする。但し、これに限定はされない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クラブの哲学を確立および／または実施すること ② アカデミーと選手の育成体制・プログラムを確立すること ③ 技術基準が維持され、向上されることを確実にすること ④ すべての技術および育成プログラムを監視し、評価すること ⑤ 人材発掘（スカウト） ⑥ クラブユースアカデミーの管理 ⑦ コーチやスカウトの採用と管理 ⑧ 試合分析プロセスの管理
P. 24	B	<p>トップチームのゴールキーパーコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームのために以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者をゴールキーパーコーチに置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効な J F A ゴールキーパー Level 3 または、 J F A ゴールキーパー A 級コーチライセンス ② 有効な A F C ゴールキーパー Level 3 ライセンス ③ 有効な U E F A ゴールキーパー A ライセンス
P. 25	B	<p>トップチームのフィットネスコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームのために A F C フィットネスコーチ Level 2 ライセンスを保有する者をフィットネスコーチに置かなければならない。</p>

第11章 法務基準

第36条〔法務基準〕

(1) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則番号	等級	項目およびその内容
L. 01	A	<p>AFCクラブ競技会出場への宣言書</p> <p>ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の宣言書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">① FIFA、AFC国内協会、および国内リーグの、規約、規程、規則決定ならびにAFC規約の関連条項に定めるスイスのローザヌヌ所在のスポーツ仲裁裁判所(CAS)の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること② 国際的な次元の紛争、とりわけFIFAまたはAFCが関与している紛争について、CAS(スポーツ仲裁裁判所)の専属的管轄を認めること③ FIFAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること④ JFAに公認されている競技会で競技すること⑤ AFCに公認されている競技会に出場すること(ただし、親善試合には関係しない)⑥ J1クラブライセンス交付規則の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること⑦ 報告対象範囲が、本規則第37条第2項の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体による本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと⑧ 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること⑨ クラブライセンスの交付主体であるJリーグおよびJFAに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情

		<p>報を求める権限を与えること</p> <p>⑩ AFCが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していることを認めること</p> <p>⑪ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること</p>
L. 02	A	<p>クラブの登記情報</p> <p>(1) ライセンス申請者は以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者の定款原本の写し</p> <p>② ライセンス申請者の履歴事項全部証明書の写し（Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）</p> <p>③ ライセンス申請者の印鑑登録証明書の写し（Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）</p> <p>(2) ライセンス申請者が株式会社である場合には取締役会設置会社でなければならない。</p>
L. 03	A	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>ライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限3か月前以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。</p> <p>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該</p>

		<p>クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること</p>
L. 04	A	<p>グループの法的構造および最終的支配当事者</p> <p>(1) ライセンス申請者は、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する情報を、Jリーグに提出しなければならない。この情報は、図の形式で表示し、経営陣による適切な承認を受けていること。法定の決算日から、ライセンス発行に図を提出するまでの間にグループの法的構造に変更があった場合には、Jリーグに知らせること。</p> <p>(2) この文書には、以下に関する情報が明記され、これらの情報が含まれていること。</p> <p>① ライセンス申請者、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー</p> <p>② ライセンス申請者の子会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー</p> <p>③ ライセンス申請者の関連する会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー</p> <p>④ ライセンス申請者の最終的な支配当事者、およびそれに至るまでの直接的または間接的な支配事業体</p> <p>⑤ ライセンス申請者の直接的もしくは間接的な所有持分の10%以上、または議決権の10%以上を保有する当事者</p> <p>⑥ ライセンス申請者に対して重大な影響力を及ぼす当事者</p> <p>⑦ その他、その態様如何を問わず、①から⑥に定める当事者またはそれらの主要な経営陣が所有持分もしくは議決権を有し、またはその財務および運営方針のガバナンスに対して関与し又は影響を及ぼしているフットボールクラブ</p> <p>⑧ その態様如何を問わず、その財務および運営方針のガバナンスに対する影響</p> <p>⑨ この文書には、本規則第37条2項に定める報告対象範囲も明記しなければならない。</p>

		<p>(3) Jリーグは、適切と判断される場合には、ライセンス申請者に対して上記以外の追加情報の提出を求めることができる（例えば、最終的支配事業体、直接の支配事業体の子会社および関連会社に関する情報等）。</p> <p>(4) グループの法的構造に含まれるすべての事業体に関して、以下の情報を提出していること。</p> <p>① 法人の名称</p> <p>② 法人の種類</p> <p>③ 法人の主な事業</p> <p>④ 所有持分の割合（これと異なる場合には、保有する議決権の割合）</p> <p>(5) ライセンス申請者の子会社の場合には、次の情報も併せて提出しなければならない。</p> <p>① 株主資本</p> <p>② 総資産</p> <p>③ 総収入</p> <p>④ 純資産合計</p>
L. 05	A	<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>ライセンス申請者のすべてのプロ選手は、ライセンス申請者と書面による契約を締結しなければならない。当該契約は「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」の関連条項に準じ、また、法令ならびにFIFA、AFC、JFAおよびJリーグによって求められるすべての主要な条項が含まれているものとする。</p>
L. 06	A	<p>クラブ内の懲戒手続</p> <p>ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国内協会の規約、規程および規則に適合した、法的に有効な懲戒規則、あるいはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>
L. 07	B	<p>選手と社員のための行動規範</p> <p>ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国内協会の規約、規程および規則に適合した、選手およびオフィシャルのための法的に有効な行動規範を定めなければならない。行動規範は、法的拘束力のある懲戒規則により補足されていること。</p>

第12章 財務基準

第37条〔財務基準〕

- (1) 財務基準の目的は以下のとおりとする。
- ① クラブの経済的および財務的能力を向上させること
 - ② クラブの透明性と信頼性を高めること
 - ③ 債権者保護を重視すること
 - ④ シーズンを通じた国内競技会および国際競技会の継続性を保護すること
 - ⑤ 国内競技会および国際競技会における財務面でのフェアプレーを監視すること
- (2) ライセンス申請者が何らかの関連する会社等を有している場合には、ライセンス申請者の個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をライセンサーに提出しなければならない。
- (3) ライセンス申請者の関連当事者との取引は、日本国の会計基準に基づいて会社法に定める計算書類に注記されるか、別添資料を作成してライセンサーに提出されなければならない。
- (4) 財務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
F. 01	A	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、AFCおよびライセンサーの指示に基づき、ライセンス申請者の有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該財務諸表は監査法人または公認会計士の監査を受けたものとし、ライセンサーの求めに応じ、決算の詳細はライセンサーに開示されなければならない。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、前項の資料に基づき、ライセンスを申請した日の属するシーズンの翌シーズンのライセンス交付について審査されるものとする。ただし、ライセンス申請者が、前項にいう会計監査人から監査報告書において否定的意見が付されたかまたは意見不表明となった場合には、審査に及ばないものとする。</p>
F. 02	A	<p>中間財務諸表（レビュー済み）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンス申請日における最終の事業年</p>

		<p>度の末日が、第28条の一覧表のAFCへの提出期限(10月31日)の6か月以上前である場合には、中間財務諸表を作成し、提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項の中間財務諸表は、第28条の一覧表の提出期限の前6か月以内の日を末日とする中間期を対象とするものであり、監査法人または公認会計士の監査もしくはレビューを受けていなければならない。</p> <p>注記：上記に関わらず、2022年に行うライセンス申請に関しては、2021年9月17日付のAFC承認に基づき基本基準の適用は免除されるため、ライセンス申請者は中間財務諸表を提出する必要はない。</p>
F. 03	A	<p>選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンの前年の6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの前年の8月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F. 04	A	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンの前年の6月30日の時点で、現在および過去の従業員(「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、第35条基準P. 02から基準P. 17まで、および基準P. 23から基準P. 25までに示す人員を含む)との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの前年の8月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F. 05	A	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) FIBによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、ライセンス申請者はライセンサーに対し、下記</p>

		<p>の事項に関して表明書を提出しなければならない。</p> <p>① C L Aに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること</p> <p>② 全てのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無</p> <p>③ 以前に提出された監査済み年次財務諸表またはレビュー済み中間財務諸表（該当する場合）の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か</p> <p>④ ライセンス申請者（またはライセンス申請者と契約関係にあるA F C加盟協会の登録メンバー）、又は、ライセンス申請者の報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12ヶ月以内に受けているかどうか</p> <p>(2) 前項に関わらず、ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、ライセンス申請者は当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。</p>
F. 06	A	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンス申請締切日が属するライセンス申請者の事業年度の年次の損益予算を科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、Jリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるライセンス申請者の予算実績および財務状況の見通しを説明する資料を提出し、その資料に基づいてC L Aの調査を受けなければならない。C L Aはこの調査により、当該決算期において、当該申請者の経営の継続が困難であるか否かを審査するものとする。</p>
F. 07	A	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>(1) ライセンスの交付を受けた後、ライセンス交付の対象となるシーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンシーはライ</p>

		<p>センサーに対し、その出来事の内容、およびライセンシーの事業に与える影響を説明した書式を提出しなければならない。</p> <p>(2) ライセンサーは、前項の書式を、ライセンス交付の対象となるシーズンの翌シーズンにおけるライセンス交付の評価資料に加えることができる。</p>
F.08	A	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>ライセンス申請者が財務状況の見通しの説明に対する違反行為を行った場合、ライセンス申請者はライセンサーの指示に従い、財務状況の見通しを修正し、過去6か月以上の財務状況資料を合わせて提出しなければならない。</p>

第13章 雑則

第38条〔守秘義務〕

- (1) Jリーグ、C L A、ライセンス評価チーム、F I B、A Bの関係者は、本交付規則およびJ 1クラブライセンス関連規程に定める場合を除き、J 1ライセンス申請手続の過程でライセンス申請者から提出された資料および当該資料に記載されたライセンス申請者の非公開の情報を、当該ライセンス申請者の事前の同意なくして第三者に開示してはならない。ただし、J F Aに開示する場合および第9条に定めるA F Cによる検査の場合を除く。
- (2) 前項に定める秘密保持義務が課せられる期間は無制限であるものとし、また、当該秘密保持義務に違反したものはJリーグ規約に従って制裁を科され得る。
- (3) C L A、ライセンス評価チーム、F I B、A Bの関係者は、第1項の内容を含む誓約書に署名しなければならない。ただし、Jリーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に、第1項の秘密保持義務を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。

第39条〔資料保管義務〕

C L Aは、J 1ライセンスの申請および交付決定に関する書類および電子記録については、安全性を確保し適切に保管しなければならない。

第40条〔年次レビューミーティングの実施〕

C L Aは、交付規則第28条に定めるA F Cへの提出が完了した後、J 1クラブライセンス制度の実効性および効率性を高めることを主な目的とした年次レビューミーティングを実施する。

第41条〔J 1クラブライセンス制度への意見〕

C L Aは、J 1クラブライセンス制度に関わる者からJ 1クラブライセンス制度に対する意見を受け付ける体制を整えるものとする。

第42条〔言語〕

本交付規則は日本語版と英語版をもって作成される。第9条第3項に定める場合を除き、日本語版を正文とし、日本語版と英語版との間で解釈に相違がある場合、日本語版による解釈が優先するものとする。

第43条〔不可抗力の事態が生じた場合の取扱〕

- (1) 自然災害、戦争、テロ等の不可抗力により、ライセンス申請者もしくはライセンシーが第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足することができない可能性が生じた場合、

Jリーグ理事会は当該ライセンス申請者もしくはライセンシーからの申請に基づき、F I B、A Bが行うJ 1ライセンス交付可否の決定、第8条の制裁の決定、第23条第3項のライセンス取消しもしくは制裁の決定にあたり、第8章から第12章に定める各ライセンス基準の一部を適用しない旨決定することができる。

- (2) A F CがA F C規則に基づき前項に関する決定をしたときは、前項の定めに関わらず、A F Cライセンスとの関係ではA F Cの決定が前項の決定に優先する。

第44条〔本交付規則に定めのない事項〕

- (1) 本交付規則に規定されていない事項については、Jリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) 前項の定めに関わらず、本規則に規定されていない事項のうちA F Cクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、A F C規則に基づきA F Cが決定を下すことがある。この場合、A F Cの決定がJリーグの決定に優先する。
- (3) A F Cが本交付規則およびA F C規則に関連する事項につき、別途Jリーグに対して指示を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

第45条〔改正〕

本交付規則の改正は、Jリーグ理事会の発議に基づくJリーグ総会の議決を経て、A F Cに本交付規則の改正に関する承認を得て、これを行う。

第46条〔附則〕

本交付規則は2012（平成24）年2月1日から施行する。

〔改正〕

2012年12月11日

2014年1月31日

2014年12月10日

2015年12月8日

2016年12月7日

2017年12月6日

2018年12月6日

2019年12月4日

2021年1月1日

2022年1月1日

別表 1

J1クラブライセンス コアプロセスカレンダー

